

函館市告示第 3 2 1 号

別紙の者に書類を交付するに当たり，その送達を受けるべき者の住所および居所が不明のため，国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお，当該書類は市民部国保年金課に保管しているので，申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 1 0 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

別紙

No.	送達を受けるべき者の氏名（名称）	送達すべき書類を特定するために必要な情報
1	富樫 新吾	地方自治法第231条の3第1項、函館市国民健康保険条例第21条
2	竹内 蓮	地方自治法第231条の3第1項、函館市国民健康保険条例第21条
3	小向 克志	地方自治法第231条の3第1項、函館市国民健康保険条例第21条